

京都市宇多野ユース・ホテル条例の全部を改正する条例（平成19年10月17日京都市条例第20号）（産業観光局観光部観光企画課）

次のとおり、使用料を改定するとともに、施設の名称の変更その他規定を整備することとしました。

1 使用料の改定

区 分		単 位	改 正 前	改 正 後	
				定員が2人の 部屋	定員が3人、4 人又は6人の 部屋
宿泊 施設	19歳未満 の者	1人につき 1泊	円 2,000	円 3,500	円 2,800
	19歳以上 の者		2,500	4,000	3,300
集 会 室		1人につき 1回（改正 後にあつて は、1の集 会、研修等 ごとに使用 人数1人につ き）	宿泊者が午前 7時から午前 10時まで又 は午後3時か ら午後10時 までの間に使 用する場合を 除き、50円	宿泊者が午前7時から午前1 0時まで又は午後3時から午 後10時までの間に使用する 場合を除き、100円	
テニスコート		1面につき 1時間	1,300	宿泊者が午前8時から午前9 時30分又は午後3時30分 から午後7時までの間に使用 する場合を除き、1,300円	
付 属 設 備	冷 暖 房	宿泊 施設	1人につき 1泊	150	徴収しない。
		集 会 室	1人につき 1回	20	徴収しない。
	スリー ピン グ シ ー ツ	1人につき 3泊以内	150	徴収しない。	

備考 改正後においては、定員に満たずに部屋を貸し切る場合の宿泊施設の使用料は、この表により計算した額に、4,000円（定員が3人、4人又は6人の部屋にあつては、3,300円）に定員に満たない者の数を乗じて得た額を加算します。

2 施設の名称の変更

改 正 前	改 正 後
京都市宇多野ユース・ホテル	京都市宇多野ユースホテル

3 集会室及びテニスコートの供用時間の明確化

区 分	供 用 時 間
集 会 室	午前7時から午後10時まで
テ ニ ス コ ー ト	午前8時から午後7時まで

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、使用の許可の申請その他京都市宇多野ユースホステルを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市宇多野ユース・ホステル条例の全部を改正する条例を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第20号

京都市宇多野ユース・ホステル条例の全部を改正する条例

京都市宇多野ユース・ホステル条例の全部を次のように改正する。

京都市宇多野ユースホステル条例

(設置)

第1条 主として青少年に対して、健全な旅行を誘致し、及び奨励するため、低廉な料金での宿泊及び宿泊者、市民等の間の交流の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市宇多野ユースホステル

位 置 京都市右京区太秦中山町29番地

(事業)

第2条 京都市宇多野ユースホステル（以下「ユースホステル」という。）において
は、次の事業を行う。

- (1) 宿泊のための施設の提供
- (2) 集会、研修等のための施設の提供
- (3) テニスのための施設の提供
- (4) 京都の歴史、文化、産業等の紹介
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 ユースホステルの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定
管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) ユースホステルの維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間)

第4条 集会室及びテニスコートの供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 別表第2に掲げる施設を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(集会室の使用)

第6条 指定管理者は、必要があると認めるときは、集会室を区分して使用させることができる。

(使用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ユースホステルの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 宿泊施設の利用者が午前7時から午前10時まで又は午後3時から午後10時までの間に集会室を使用するとき。
- (2) 宿泊施設の利用者が午前8時から午前9時30分まで又は午後3時30分から午後7時までの間にテニスコートを使用するとき。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第11条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡の禁止等)

第12条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第13条 使用者は、ユースホステルの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他ユースホステルを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

3 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 文化・スポーツ関連施設の項中「ユース・ホステル」を「ユースホステル」に改める。

別表第1（第4条関係）

区 分	供 用 時 間
集 会 室	午前7時から午後10時まで
テニスコート	午前8時から午後7時まで

別表第2（第8条関係）

区 分		単 位	使 用 料	
宿 泊 施 設	定員が2人の 部屋	1人につき1泊	19歳未満の者	3,500
			19歳以上の者	4,000
	定員が3人, 4 人又は6人の 部屋		19歳未満の者	2,800
			19歳以上の者	3,300
集 会 室		1の集会, 研修等 ごとに使用人数1 人につき	100	
テニスコート		1面につき1時間	1,300	

備考 定員に満たずに部屋を貸し切る場合の宿泊施設の使用料は、この表により計算した額に、4,000円（定員が3人, 4人又は6人の部屋にあっては、3,300円）に定員に満たない者の数を乗じて得た額を加算する。

（産業観光局観光部観光企画課）